

(06) 緊急雇用安定助成金(※令和2年3月31日までは、緊急特定地域特別雇用安定助成金)

設問番号	設問	回答
06-01	北海道で適用されていた地域特例は、今回の特例措置により、その取扱いは変わりますか。	○ 北海道においては、令和2年2月28日に道知事が、住民・企業の活動自粛を要請する旨の宣言を発出し、他の地域にも増して事業活動が抑制されることが見込まれるため、令和2年2月28日から令和2年4月2日までの間、雇用調整助成金の更なる特例を設け、 ・ 助成率の上乗せ(中小企業:2/3→4/5 大企業:1/2→2/3) ・ 生産指標要件は満たしたものと扱うこと ・ 雇用保険の被保険者とならない週20時間未満の非正規雇用の労働者を対象とした支援(緊急雇用安定助成金)等の特例措置を実施していました。 北海道の地域特例の期限は令和2年4月2日まででしたが、令和2年4月1日から北海道も含め全国一律に更なる特例措置の拡大を図ることとしたため、地域特例の制度は廃止されました。
06-02	既に北海道で適用されていた特例措置に基づき、申請手続きを終えている場合、改めて何か手続きを行う必要はありますか。	○ 北海道で適用されていた特例措置では、他地域にも増して事業活動が抑制される恐れがあったため、生産指標は満たしたものと取り扱いましたが、特例期間後に引き続き助成金を利用するためには、次の判定基礎期間から生産指標が10%以上低下している必要がありました。一方、新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年6月30日)の特例では、最近1ヶ月の生産指標が前年同月に比べ5%以上低下していることとし、要件を緩和しています。これは、今般の特例が、特定の地域ではなく全国一律の取り組みであるため、一定の生産指標の要件が必要であるとの考えに基づいているものです。 なお、令和2年2月28日から令和2年4月2日までの間に、北海道特例の生産指標を満たしたものとされた事業主については、今後、生産指標に関する書類の提出が必要ですが、一度、5%以上の生産要件を満たせば、以後は生産指標の確認にかかる手続きが不要となります。 また、北海道特例の適用以前(令和2年2月28日以前)に、生産要件10%以上を満たしている事業主は、今般の特例で改めて生産指標の確認にかかる手続きを行う必要はありません。
06-03	雇用保険被保険者でない方(週20時間未満の労働者)を対象とした「緊急雇用安定助成金」について教えてください。	○ 「緊急雇用安定助成金」とは、1週間の所定労働時間が20時間未満である者など雇用保険被保険者とならない方を対象として、失業の予防その他雇用の安定を図るため、一時的な休業(教育訓練、出向は除きます。)により労働者の雇用を維持した場合に、休業手当の一部を助成するものです。 ○ 新型コロナウイルス感染症にかかる特例措置の緊急対応期間(令和2年4月1日～令和3年6月30日)においては、事業主が労働者に対して支払った休業手当のうち、中小企業であれば4/5、大企業であれば2/3(解雇等(解雇予告を含む。))を行わず、雇用を維持している場合は、中小企業であれば9/10(ただし、判定基礎期間の初日が令和3年4月30日以前の場合は、10/10)、大企業であれば3/4を助成いたします。 (※)対象労働者1人当たり日額13,500円(判定基礎期間の初日が令和3年4月30日以前の場合は、15,000円)が上限です。
06-04	雇用保険被保険者の定義を教えてください。	○ 以下の要件を満たす者を指します。 ・31日以上引き続き雇用されることが見込まれる者であること ・一週間の所定労働時間が20時間以上であること
06-05	雇用保険被保険者ではない方も対象とする場合、支給対象となる事業主は、雇用保険の適用事業主以外も対象になりますか。	○ 対象事業主は、雇用保険適用事業以外の次の事業主です。 ・労働者災害補償保険適用事業主 ・暫定任意適用事業主 (農政事務所等が発行する「農業等個人事業所に係る証明書」を申請の際に添付する、雇用保険適用事業主及び労働者災害補償保険適用事業主に該当しない事業主)
06-06	農業等個人事業所に係る証明書とは、どのように取得するのでしょうか。	○ 事業主が農業等個人事業所に係る証明申請書を農林水産省管轄の事務所(都道府県拠点等)に提出し、確認を受けることにより取得できます。